

## 電気設備工事特記仕様書

I 工事名称	緑ヶ丘中学校 消火設備改修工事			
II 工事場所	伊賀市 緑ヶ丘本町 地内			
III 建物概要				
建物名称	構 造	延面積( m <sup>2</sup> )	消火栓の適用	備 考
管理特別教室棟	RC造3階建C	**** m <sup>2</sup>		
普通教室棟	RC造3階建C	**** m <sup>2</sup>		

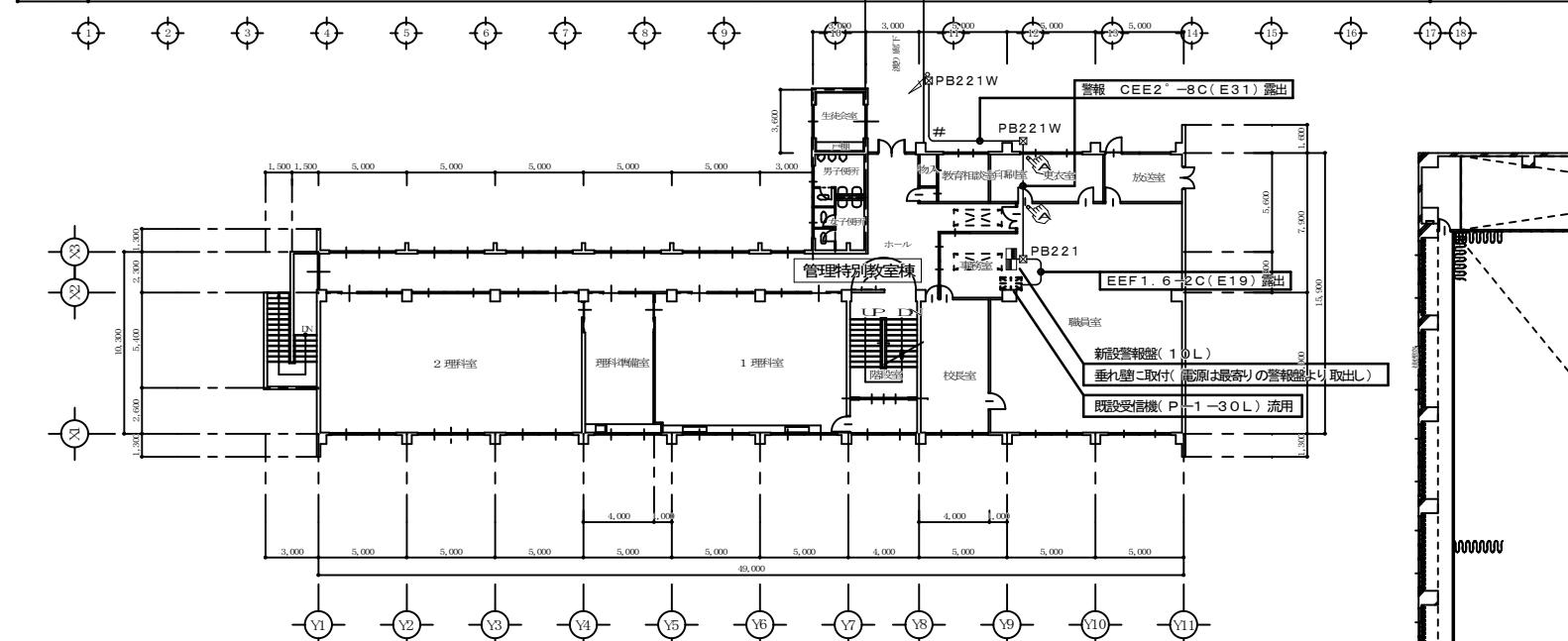
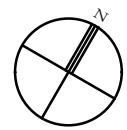
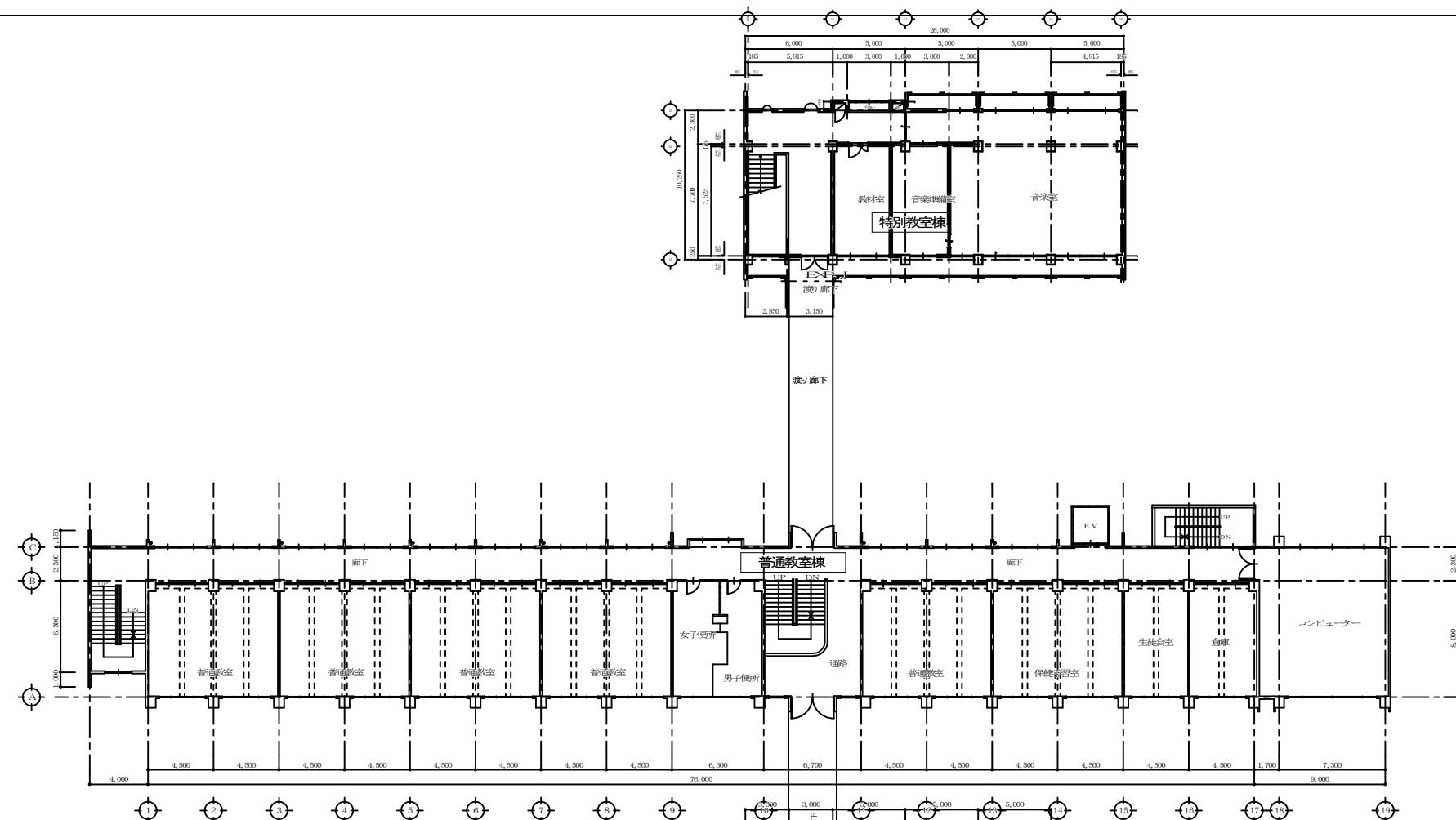
項目	特 記 事 項
1. 施行基準	<p>図面及び特記仕様書に記載のない事項については以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*国土交通省大臣官房官房監査課監修 「公共建築工事標準仕様書 最新版」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)</li> <li>「公共建築改修工事標準仕様書 最新版」(電気設備工事編、機械設備工事編)</li> <li>「公共建築改修工事標準仕様書 最新版」(電気設備工事編、機械設備工事編)</li> <li>「建築工事監査指針」「電気設備工事監査指針」「機械設備工事監査指針」最新版</li> <li>*国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修 「建築改修工事監査指針 施工指針2005年版」</li> <li>*電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)</li> <li>*電力会社供給条件</li> <li>*消防法規法規(条例、所轄署指導要領を含む)</li> <li>*電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法、労働安全衛生法</li> <li>*その他関連法規、関連諸基準</li> </ul>
2. 一般事項	<p>工事の詳細については、本特記仕様書及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>設計図面に定められた内容、現場の状況・取り合い等の不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面とのおりに施工することで将来不具合が発生しそうと予想される場合について、その都度、監督員と協議すること。</p> <p>なお設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。</p> <p>他工事との取扱いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
3. 施工計画等	<p>受注は、施工に先立ち、次の書類を提出し、監督員と打合わせを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*総合施工計画書</li> <li>*許認可図(施工図リストを含む)</li> </ul> <p>なお、これらの書類の作成に際し、施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討すること。</p>
4. 工事使用材料等	<p>工事に使用する機器及び材料等については、予め、次の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*使用機材届出書(メーカーリスト)</li> <li>*機器説明図</li> <li>*カタログ、製作図、その他の諸資料</li> </ul> <p>なお、機器及び材料等の選定にあたっては電気設備工事指定資材見積メーカー(参考)及び国土交通省大臣官房官房監査課監修「建設材料・設備機材等品質性能評価事業」評価名簿(最新版)又はこれらと同様以上のものとする。</p> <p>また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。</p>
5. 工程表	<p>関連業者間にて十分協議し施工工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。</p> <p>なお月間工程表には段階、隠蔽、高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。</p>
6. 工事写真	<p>国土交通大臣官房官房監査課監修「工事写真的撮り方(改訂第3版)一建築設備編」によるほか監督員の指示により撮影し、電子納品及び以下のものを提出する。</p> <p>なおCDの提出部類及び電子納品を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*代表写真(不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去区分品、搬出状況等)を抽出し、判相当サイズで印刷。(A4版用紙に両面印刷して3枚/ページ) 1部</li> <li>主たる電気設備の全景写真を黒板無しにて撮影し、L判相当サイズで印刷する。(A4版用紙に3枚/ページ) 1部</li> </ul>
7. 完成写真	<p>撮影箇所は主要機器類、室内及び外構等の電気設備とする。詳細は監督員と協議すること。</p>
8. 完成書類	<p>工事が完成した時は各種の試験及び検査を受けるものとする。</p> <p>書類については以下のもの及び上記書類を併せ、監督員の指示に従い取りまとめ提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*工事完成報告書、工事の物別渡書、完成写真</li> <li>*製本図面(竣工図)：図面校正がりしない場合、合冊でもよい。</li> <li>竣工図は、原図サイズ及びA3縮小版を各2部、施工図は、原図サイズ1部。</li> <li>白焼造(青焼造不可)で文字書きのないこと。表紙(可能な範囲で背表紙ごと)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、受注者名」を印字(シール不可)すること。</li> <li>*引渡目録、工事書類別り書</li> <li>*工事書類(工事写真、安全教育、訓練に関する書類、産業廃棄物処理集計表等)</li> <li>*工事書類(打合記録、工事材料搬入報告)</li> <li>*完成図書(試験結果表、自社検査記録、機器完結図、取扱説明書、保証書、機器銘板写し等)</li> <li>*官公署手続書類等(検査済証、着工届出書、設置届出書、電力会社届出書類等)</li> <li>*その他監督員の指示する書類</li> </ul>
9. 完成確認、完成検査時の電源確保	<p>ただし、作成しやすい場合は、監督員との協議による。</p> <p>なお、完成書類の著作権をかかげる使用権は発注者に移譲するものとする。</p> <p>機器の動作確認、電圧、極性、相回転等の確認が出来るよう電源を確保すること。</p>

項目	特 記 事 項
1. 施工条件	監督員及び関係部署と協議調整し決定すること。
2. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聽取調査、検証等に協力すること。
3. 発生材の処理等	<p>引き渡しを要するもの( )</p> <p>上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。</p> <p>特別管理産業廃棄物 口変圧器 口コンデンサ 口その他( )</p> <p>処理方法 ■現場内の監督員の指定する場所へ保管</p> <p>なお施工に際して、P C B 等特別管理産業廃棄物、及び廃しき機器等を発見した場合は監督員に報告し対応を協議するものとする。</p> <p>発注者は引き渡しのについては「現場発生品調査」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェスト E 種の写しを監督員に提出する)</p> <p>回構内搬きなし 口構外搬出(片道直距距離 約 km)</p> <p>工事完成図書は、竣工図・施工図のC A D データ( J W W )及びP DF を格納。</p> <p>工事に伴う関係官署、電力会社、電気保安管理者等への諸手続きは、受注者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。</p> <p>消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。防火対象物使用開始届については書類の作成(電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述)を行うこと。</p> <p>本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。</p> <p>既設設備の改修を含む場合、他の設備、施設設備に影響を来さないよう、現地工事着工前に充分な調査をおこなうこと。又、施工前後で比較を行なうよう工事前にも絶縁抵抗測定を行っておくこと。</p> <p>新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、その供用開始から引渡しまでの電気保安管理にかかる費用は本工事に含まれる。</p> <p>暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第10号)を受けた場合の措置について</p> <p>(1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第8号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行なうこと。</p> <p>(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行なうこと。</p> <p>(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同構造平成8年版」(建設大臣官房長官府管轄監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。</p> <p>(1) 局部震度による建築設備機器の耐震計画基準( K s )</p> <p>(2) 地域係数は1.0とする。</p> <p>(3) 自重が100kg以下の比較的軽量な機器(標準仕様書の適用を受けるものは除く)の取付については、取付下地を入念に施工し、標準メーカーの指定する方法で確実に取付を行うものとするが、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(4) 配管配線及びダクトの支持は、標準仕様書及び標準図による。</p> <p>(5) 機器の耐震計算書を提出すること。</p> <p>重量1k N (100kg)以上のアンカー取付機器</p> <p>※盤類、変圧器類、発電設備及び補機類、燃料タンク等水槽類、その他監督員が指示するもの。</p> <p>(1) 塗装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定色で2回塗りとする。</li> <li>金属管、2種金属線び、吊りボルト、支持具等鋼板製( S U S 、溶接鉛メッキ、樹脂製は除く)は原則として塗装を施すこと。</li> </ul> <p>(2) 行先表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分電盤、端子盤、制御盤、ブルボックス、ハンドホール内の電線ケーブル類にはケーブルサイズ及び行先の表示を施すこと。</li> </ul> <p>(3) セーリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分電盤、端子盤、制御盤、コンセント内等に強電回路、弱電回路が混在する場合はセーリングを取り付けること。</li> </ul> <p>(4) 保護キャップ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レースウェイ等のダクタークリップが、人が容易に近づける場所、高さ(おおよそ2m以下)にある場合は保護キャップを取り付けること。</li> </ul> <p>(5) 地中埋設配管及び埋設表示杭・シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地中埋設配管及び埋設表示杭・シート</li> </ul> <p>(6) 防火区画部は国土交通大臣認定工法にて防火区画処理を行うこと。</p> <p>(1) 使用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。</li> </ul> <p>(2) 測定機器の校正記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。</li> </ul> <p>(3) 設計図書上に示すメーカー型番・姿図等は参考とする。</p>

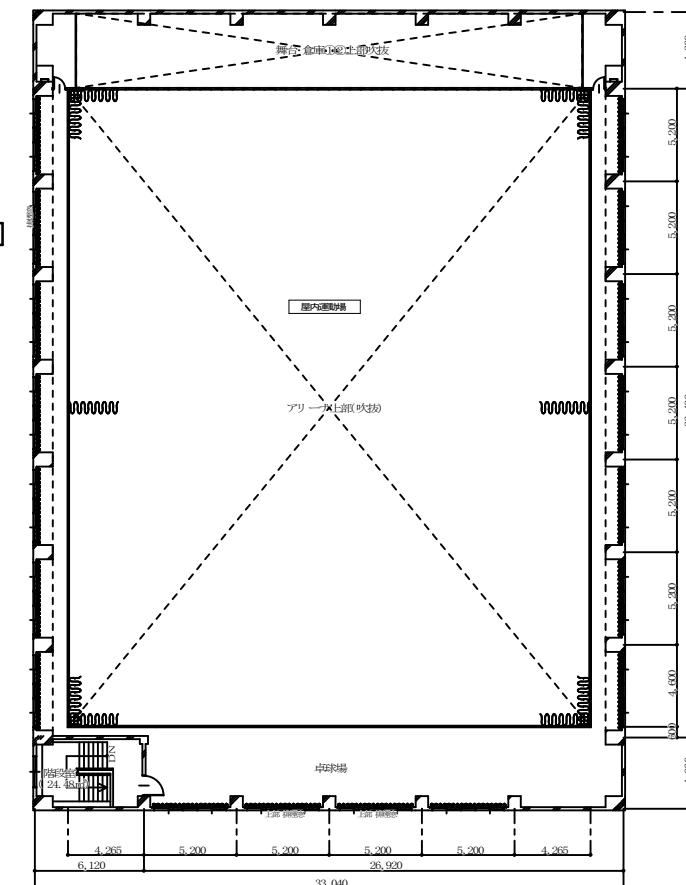
工事条件			
◎ 電気方式	○ 単相3線式(200/100V)	○ 単相2線式(200V)	60Hz 60Hz
工事範囲	◎ 配管	◎ 配線	◎ 機器取付け
盤類別式	○ 埋込み型	◎ 露出型	○ 高圧受電設備改修
雷サージ保護	○ 設置(・単相用・動力用)	○ 設置しない	○ SPD(低圧用)
その他	◎ 警報設備	◎ 動力設備	○ クラスI ○ クラスII







2階 平面図 1:300



訂正  
...  
...  
...  
...  
...

伊賀市役所 建築課

日付 ... PA 担当 ...	緑ヶ丘中学校屋内消火栓設備改修工事 緑ヶ丘中学校 2階 平面図	図面番号 E-3
------------------------------	------------------------------------	----------

## 機械設備工事特記仕様書

(○印を付けたものを本工事に適用する。)

建築概要				
工事名称	緑ヶ丘中学校 消火設備改修工事			
工事場所	三重県伊賀市 地内			
建物名称	構造	階数	延べ面積	備考
管理特別教室棟・普通教室棟・特別教室棟	R C 造	2階・3階建て	m <sup>2</sup>	
一般事項				
適用仕様書	<input checked="" type="checkbox"/> 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」 <input type="checkbox"/> 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」 <input type="checkbox"/> 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」 <input type="checkbox"/> 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」 <input type="checkbox"/> 空気調和・衛生工学会規格 <input type="checkbox"/> 日本建築家協会編 <input type="checkbox"/> 所轄道局 <input type="checkbox"/> ガス供給社内規 <input type="checkbox"/> 消防関係法規（所轄署指導要綱含む） <input type="checkbox"/> その他関連法規			
優先順位	1. 現場説明事項・質疑応答書 2. 本特記仕様書 3. 設計図書 4. 工事共通仕様書			
申請手続	工事に伴う官公署への申請・届出は請負者において行う。これに伴う費用は本工事の含む。			
疑義	設計図書の誤記、記載漏れ、又は面上に不明な事に起因する問題点、疑義についてはその都度監督員と協議する事。			
変更	設計図書に明記なくとも、外観上、機能上又は法律上当然必要と認められるものについては、本工事に含むものとする。			
工程表	実施工程表、月間工程表を関連業者間に十分協議して作成し、監督員に提出する。			
施工図	請負者は施工に先立ち、施工計画書、工種別施工要領書、施工図等を作成し、監督員と打ち合わせを行うこと。 施工図等の作成に際し、施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討する。			
機器及び材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機器届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカーの選定にあつたときは、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に務める。			
完成図書	工事完成の上は各部の試験、検査を受け許可証、試験表、工事写真、日報、材料検収票、完成写真、竣工図、取扱説明書等とりまとめ提出すること。 完成原図1部、青銅A3版2つ折（文字入、表紙、背合）2部、青銅A2版2つ折（文字入、表紙、背合）2部、完成図面電子データJWW形式CDR1枚			
工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂版）－建築設備編」によるほか、監督員の指示により撮影し提出する。 全写真のサムネールを印刷したもの（A4版）1部、代表的写真を抽出し、L版相当サイズで印刷（A4版用紙に1ページ3枚）印刷したもの1部			
耐震措置	国土交通省住宅局建築指導課監修の「建築設備耐震設計・施工指針」による。			
発生材処分	発生材を処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づいて適正に処理する。（マニフェストA、D、Eの写しを提出すること） 建設リサイクル法（三重県指針）に基づき再生資源の十分な利用及び廃棄物の原料等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。			
その他	工事に必要な又は支障となる既設配管、機器の脱着については、図面に記載なくとも監督員の指示により行うこと。 工事着者前に漏水の有無を確認すること、又工事施工後の加压試験等を監督員の指示により行うこと。			
特記事項				
○ 地中埋設の給水、ガス、消水管等は埋設表示杭、埋設シートを布設する。				
○ 機器及び配管等は、地震時に水平移動、転倒、落下などが生じないように、「建築設備耐震設計指針」により施工する。				
○ 防火区画貫通部分は、日本建築センターの性能評定を受けた工法に基づく材料を使用すること。				
○ 建物導入配管（給水、ガス、消火）は充分な可撓製を有する変位吸収配管施工をおこなう。				
○ 水密を要する部分は必ずストップ、地中に用いるストップはV.P.管、他は紙製等のストップを使用することができる。				
○ 排水管を除く管の埋設深さは、一般敷地300mm以上、車両道路部600mm以上とする。				
○ 既存コンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。				
○ 土間配管は土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持するようにする。				
○ 屋外露出及び多湿箇所（トレンチビット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとする。				
○ 機器・配管・支持金物において、異種金属が接触する部分には、絶縁処理をおこなう。				
○ 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、ケミカルアンカー（ステンレス製）とする。				
共通事項				
保温工事	<input checked="" type="checkbox"/> 保温施工範囲は共通仕様書による。 <input checked="" type="checkbox"/> 保温施工種別 ○ 共通仕様書による。 <input type="checkbox"/> 下表による。（但しダクト、機器、煙道は共通仕様書による。）			
	屋内露出	グラスウール保温筒	合成樹脂カバー	
	屋外露出・多湿箇所	ポリスチレンフォーム保温筒	ステンレス鋼板仕上げ	
	天井・P.S内	グラスウール保温筒	アルミガラスクロス	
	床下・暗渠内	グラスウール保温筒	防水麻布（アスファルトプライマー）	
○ 保温暖厚さ	<input checked="" type="checkbox"/> 共通仕様書による。 <input type="checkbox"/> 下表による。（但し機器、煙道は共通仕様書による。）			
	80A以下	100～150A	200A以上	
	給排水管・給湯管・温水管・ドレン管 消水管（但し屋外・屋内露出のみ）	20mm	25mm	40mm
	25A以下	32～200A	250A以上	
	冷水管・冷温水管	30mm	40mm	50mm
	○ 冷媒配管の露出部は化粧ケース仕上げとする。			
工事種別	屋外	屋内	屋外	屋内
給排水衛生設備		空調設備		
給水設備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	機器設備	<input type="checkbox"/>
排水設備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	配管設備	<input type="checkbox"/>
衛生器具設備			ダクト設備	<input type="checkbox"/>
給湯設備			ダクト	<input type="checkbox"/>
ガス設備			ガス設備	<input type="checkbox"/>
消火設備			消防設備	<input type="checkbox"/>
ろ過設備			浄化槽設備	<input type="checkbox"/>
浄化槽設備				

工事範囲		○ 設計空気条件 (指示なきは建設省建築設備設計基準による)		<夏季> 乾球温度°C 湿球温度°C 相対湿度%		<冬季> 乾球温度°C 湿球温度°C 相対湿度%		
○ 給水方式	○ 水道直結方式	<input type="checkbox"/> 市水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 外気条件		<input type="checkbox"/> 室内条件	28.0	
○ 受水槽 本体	○ FRP製	○ 一体型	○ 複合板	○ 単板	<input type="checkbox"/> 外気条件		<input type="checkbox"/> 室内条件	20.0
		○ バネル型	○ 複合板	○ 単板				
	○ ステンレス製	○ 一体型	○ バネル型					
	○ 鋼製	○ 一体型	○ バネル型					
○ 高架水槽 本体	○ FRP製	○ 一体型	○ 複合板	○ 単板				
		○ バネル型	○ 複合板	○ 単板				
○ 配管材料	○ ステンレス製	○ 一体型	○ バネル型					
	○ ライニング鋼管	一 般	○ VA ○ VB ○ VD ○ PA ○ PB ○ PD					
		地 中	○ VD ○ PD ○ SUS					
	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	一 般・地 中	○ HI (屋内埋設は保温施工)	○ VP ○ ポリ管				
○ 弁類	○ サや管工法	○ 架橋ボリ管	<input type="checkbox"/>					
	直結部分	○ 水道業者指定品						
	その他	○ JIS 5 kgf/cm <sup>2</sup>	○ JIS 10 kgf/cm <sup>2</sup>					
○ 量水器	○ 買取品	○ 買取品（私設）						
○ 引込加入、市納金等	○ 要	○ 別途工事	○ 本工事					
	○ 不要							
○ その他	○ ウォーターハンマーが生じる恐れのある配管経路へは有効な防止機器を取付ける							
○ 排水方式	○ 分流方式	○ 合流方式						
○ 排水設備	屋 外	○ 分流方式	○ 合流方式					
	雨 水	○ 分流方式	○ 合流方式					
○ 放流先	汚 水	○ 下水管	○ 流化槽	○ 既設合併処理槽 ○ 既存樹				
	雑排水	○ 下水管	○ 既設合併処理槽	○ 倒溝又は河川 ○ 既存樹				
	雨 水	○ 下水管	○ 調整池	○ 倒溝又は河川 ○ 既存樹				
○ 配管材料	屋内汚水管	○ メカニカル形排水鉄管	○ 排水用塩ビライニング鋼管	○ 耐火被覆ビニル管（可とう縫手又はMD縫手）				
		○ 硬質ポリ塩化ビニル管（V.P.）	○ 耐火被覆ビニル管					
	雑排水管	○ 配管用炭素鋼管（白）	○ 排水用塩ビライニング鋼管	○ 耐火被覆ビニル管（可とう縫手又はMD縫手）				
		○ 硬質ポリ塩化ビニル管（V.P.）	○ 耐火被覆ビニル管					
	通気管	○ 配管用炭素鋼管（白）	○ 耐熱性硬質塩化ビニル管（V.H.T.）	○ 耐火被覆ビニル管				
	屋外排水管	○ 遠心力鐵筋コンクリート管（外圧管）	○ 硬質ポリ塩化ビニル管（V.P.）	○ 硬質ポリ塩化ビニル管（V.U.）	[150以上]			
○ 構管類	○ 公同形（B種）	○ 現場打ち	○ 市販樹	○ 小口径	○ ビニル樹			
○ その他	○ 各階に伸縮手取付	○ 撤去工事も本工事とする。						
○ 大便器洗浄方式	○ F.V.	○ 節水形	○ 低圧形					
○ 洗浄タンク								
○ 水栓	○ 節水コマ（泡沫式は除く）	○ 普通コマ						
○ その他	○ 和風便器が防火区画を貫通する場合は耐火バーを設ける。							
○ 給湯方式	○ 中央式	○ ポイラー	○ 温水機	○ ガス給湯器	○ 電気温水器			
○	○ 局所式		○ ガス給湯器	○ 暫間湯沸器	○ 電気温水器			
○ 配管材料	○ 鋼							

## 消火栓計算書 屋内消火栓1号

(配管材一配管用炭素鋼鋼管 [SGP-白 JIS G 3452])

区間	器具単位数	流量	管径	局部抵抗の相当長 L (m) 又は K		実長 L m	換算長 R m	単位抵抗 R mh20/m	区間距離 R (L+L') mh20
				局部抵抗の種類	1個当たりの相当長				
~A	1	130	40	直管		0.5	0.5		
				90°エルボ	1.3	1	1.3		
				放水弁	7.0	1	7.0	8.8	0.124
									1.0912
A~B	1	130	50	直管		7.7	7.7		
				90°エルボ	1.6	2	1.6	3.2	
				チーズ	3.2	3	9.6	9.6	20.5
								0.039	0.7995
B~C	2	260	65	直管		127.6	127.6		
				90°エルボ	2.0	20	40.0	40.0	
				チーズ	4.1	5	20.5	20.5	188.1
								0.041	7.7121
C~D	2	260	65	直管		11.5	11.5		
				90°エルボ	2.0	4	8.0	8.0	
				逆止弁	5.6	1	5.6	5.6	
				仕切弁	0.4	1	0.4	0.4	
				フート弁	14.0	1	14.0	14.0	39.5
								0.041	1.6195
									合計 11.2223 ≦ 12.0

## 計算式

ポンプの定格 屋内消火栓 Q=150XN

吐出量 N: 同時開口数

ポンプの定格 H=h1+h2+h3+h4

全揚程 mh20 h1: 配管摩擦損失水頭

h1 =  $\sum_{n=1}^N h_{1n}$ 

h1n: 呼び径dnの配管の摩擦損失水頭

N: 配管の摩擦損失計算に必要なhnの数

hn =  $\frac{\alpha n \cdot (l_n + l_{n+1})}{100}$ 

l\_n: 呼び径dnの配管の直管部の長さの合計

l\_n: 呼び径dnの配管の継ぎ手、バルブ類の直管相当部の合計

αn: (昭和51年4月5日、消防庁告示第3号)による

h2: 実揚程(吸込実揚程+吐出実揚程)

h3: ノズルの方水圧力水頭 屋内消火栓 17.0mH2O

h4: 消防ホースの摩擦損失水頭 3.6mH2O

電動機の出力 kW =  $\frac{0.163QH}{K}$  XK'

kW: 必要な電動機容量 Q: 吐出量 h2: 実揚程

K: ポンプの効率

K: 電動係数(1.1とする)実揚程

ポンプ仕様 口 径・吐出量・揚程・電動機出力・電極・台数

mm L/min mh20 kW

50 300 54 5.5 2 1

ポンプ仕様 PF-1

消火用水槽 屋内消火栓 Q0.1=2.6×2

Q0.1: 水源の有効容量

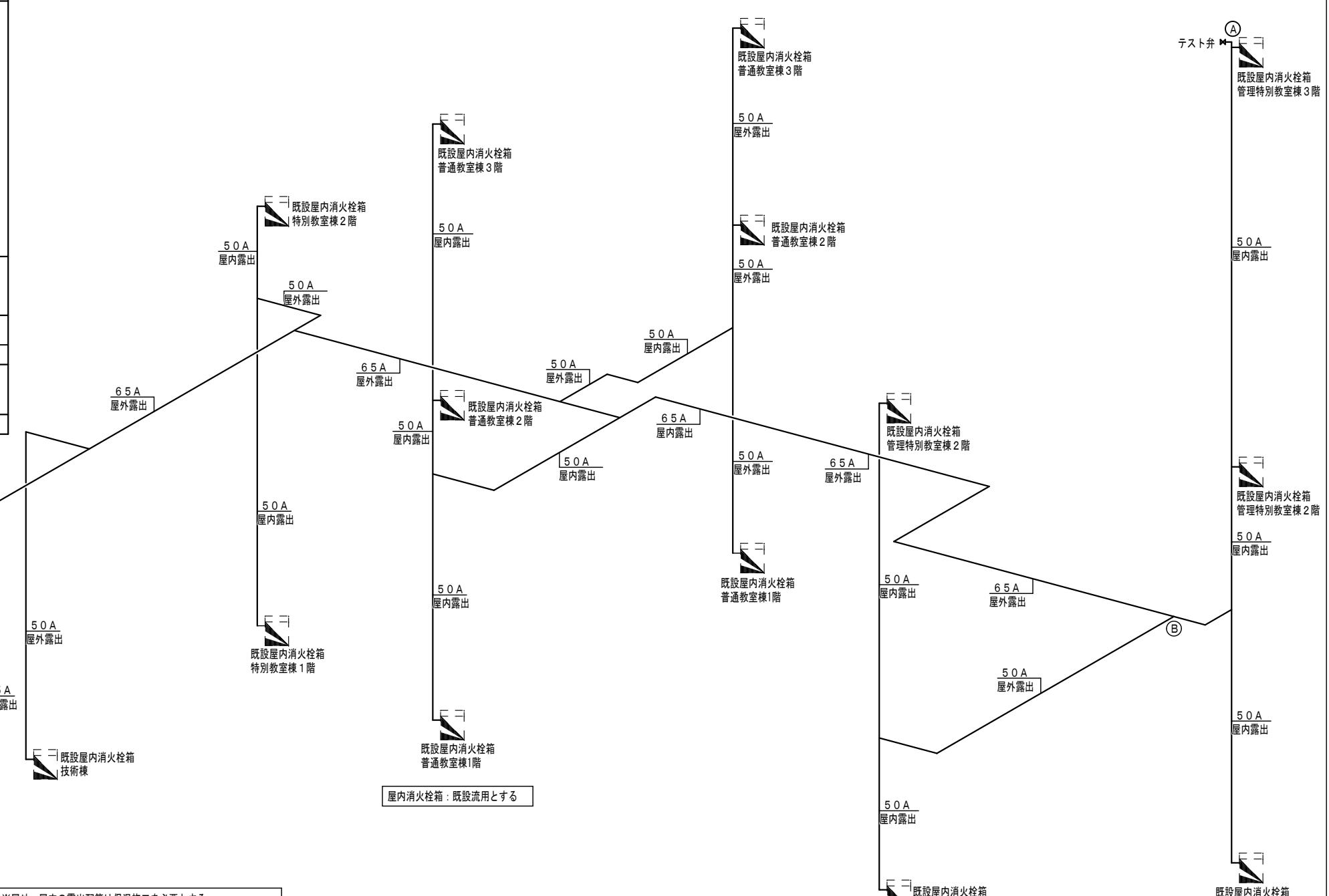
N: 同時開口数

消火補給水槽 15φ20L/minX5.4mX1.5kw

ポンプ仕様 PF-2

## 機器表

記号	機器名称	機器仕様	電源		設置場所	台数	備考
			φ-V	Kw			
PF-1 既設	消防ポンプユニット	形式 ユニットII型: 消防認定品				1	基礎工事: 既設流用
		容量 50φX300L/minX5.4m	3φ200V	5.5	屋外(ポンプ室)		
		付属品 制御盤(消火水槽・補給水槽・呼水管: 満減水警報・空転防止・ポンプ警報・漏電警報付), 呼水管, 始動リレー, フート弁, 連成計, 圧力計, GV, CV, FJ, その他付属品一式					
PF-2 既設	消防補助加圧ポンプ	形式 ユニット型: 消防認定品				1	基礎工事: RC基礎本工事
		容量 15φX20L/minX5.4m	3φ200V	1.5	屋外(ポンプ室)		650X600X200H
		付属品 制御盤(呼水管満減水警報・ポンプ警報), 連成計, GV, CV, FJ, その他付属品一式					



※屋外・屋内の露出配管は保温施工を必要とする。

## 消火栓系統図

訂正

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-

伊賀市役所 建築課

日付

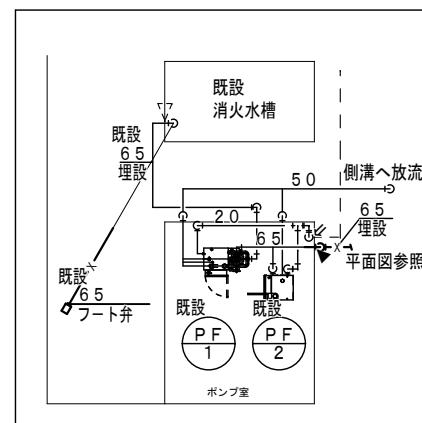
P.A.	緑ヶ丘中学校屋内消火栓設備改修工事
担当	緑ヶ丘中学校 消火設備改修 統計図

図面番号 M-2
設計番号

面積

A1

/non



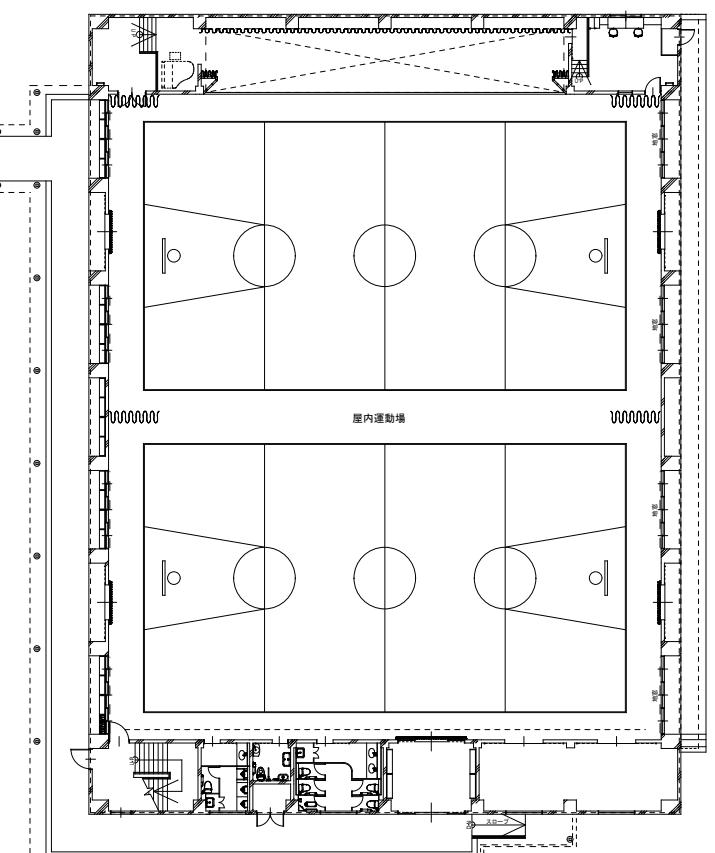
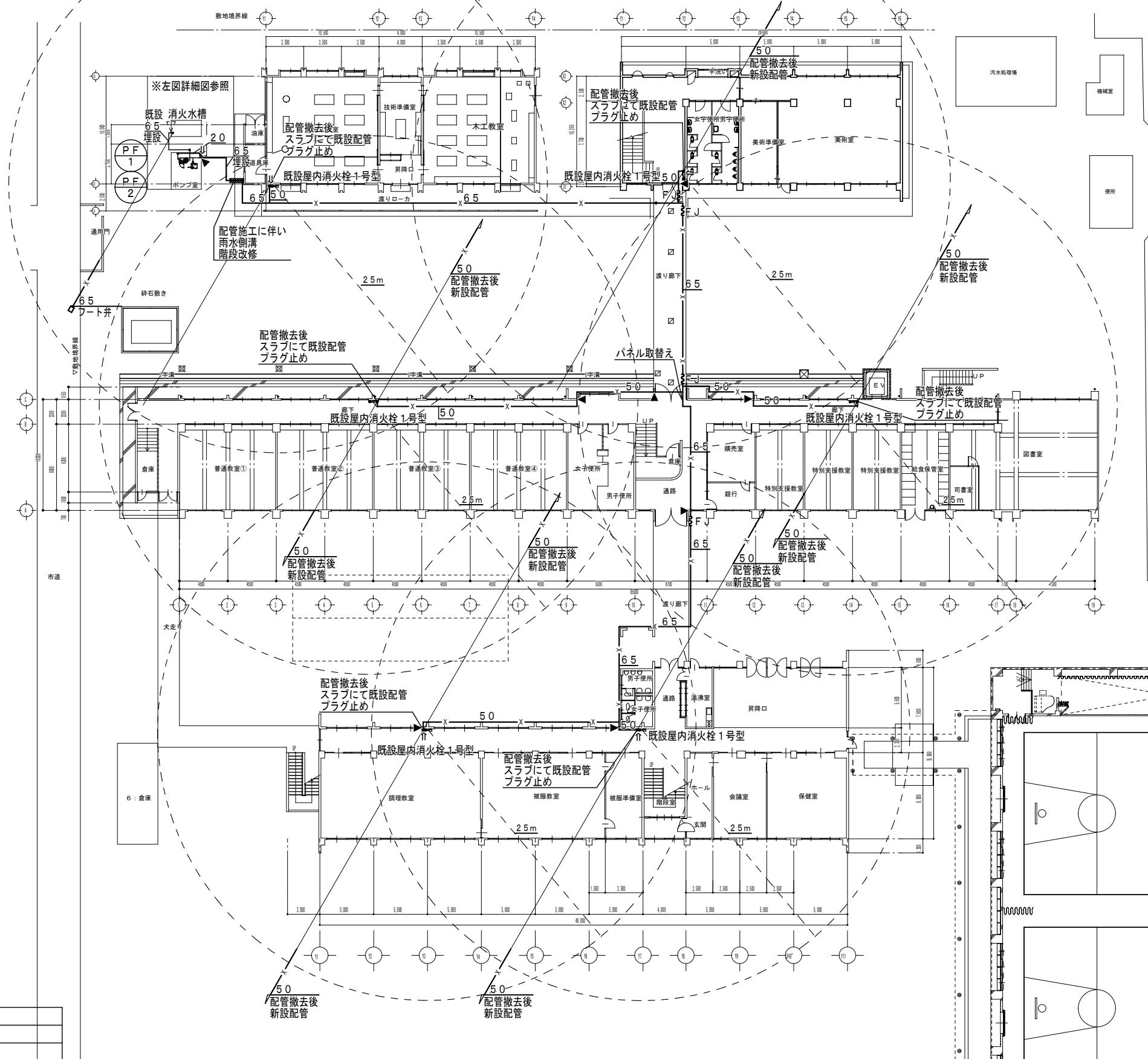
機械室 1 : 10

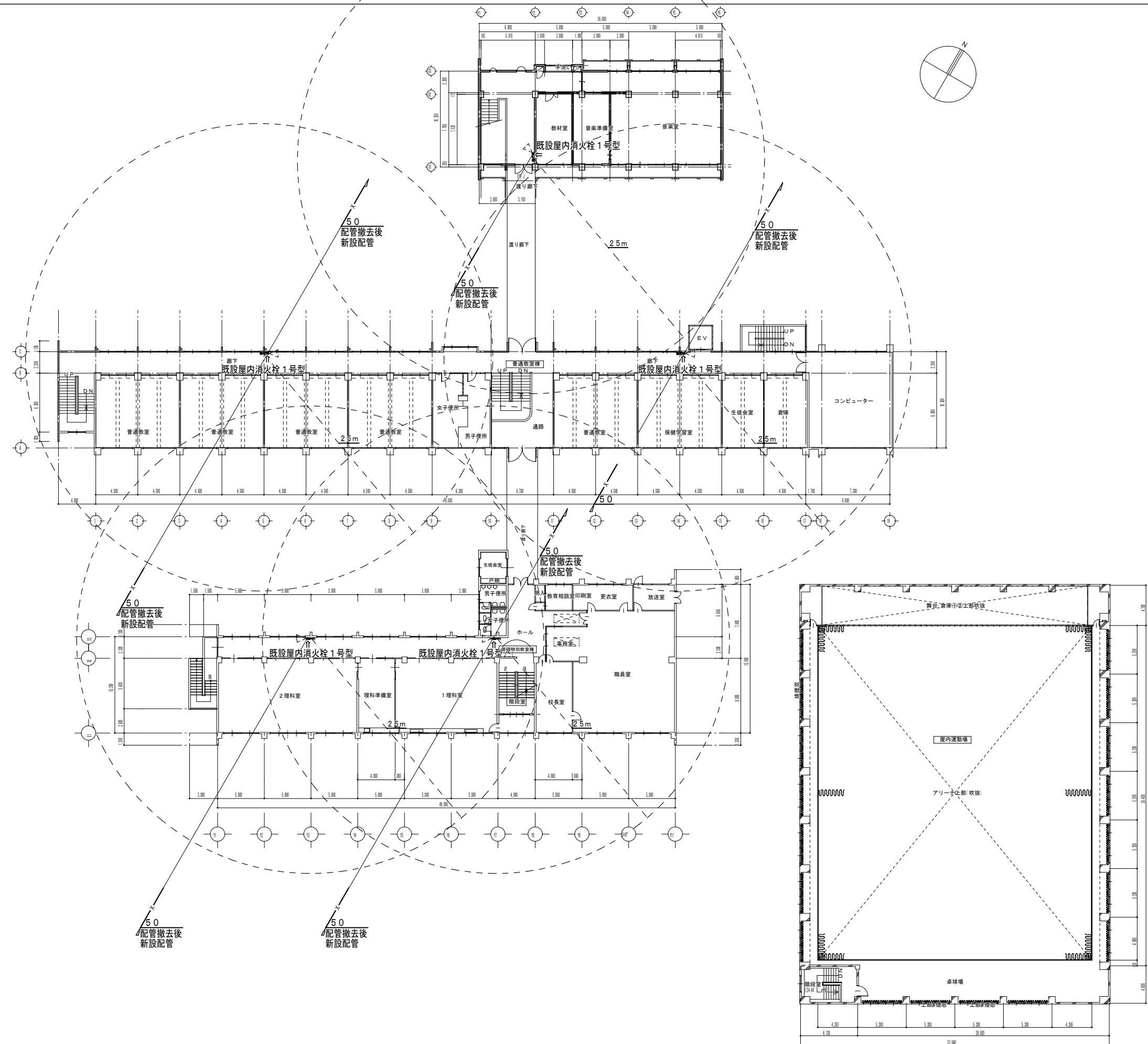
既設	P-F-1 屋内消火栓ポンプユニット		
消火	50	G V, C V, F J	: ポンプ付属品
給水	20	G V, F J, B T	20
排水	50	G V	オーバーフロー
	20	G V	呼水槽ドレン
基礎		既設流用	
既設屋内消火栓ポンプユニット : 撤去			
80φX800L/min×54m×11.0kw (3φ200V)			

既設	消防補助加圧ポンプ		
	消火	50	GV, CV, FJ : ポンプ付属品
	給水	20	GV, FJ, BT20
	排水	50	GV
	基礎		本工事

改修工事凡例

—————	今回施工工事を示す
- - - - -	既設を示す
⇒	既設配管接続箇所を示す
◀ □	コア抜き貫通箇所を示す
↖ ↗	既設貫通箇所を示す
XXXXXX	コンクリート改修範囲を示す。処分共





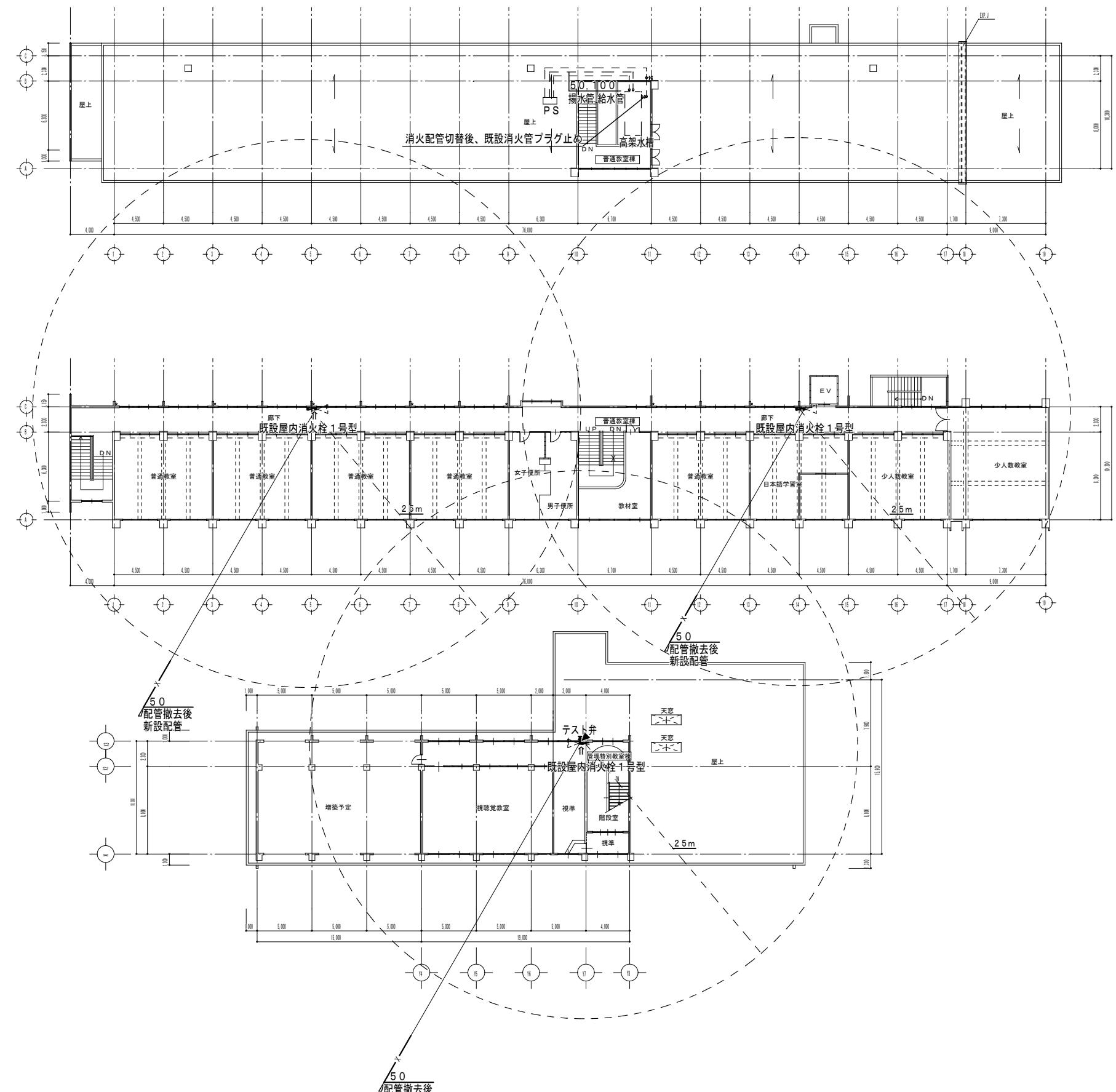
訂正  
・  
・  
・  
・  
・

伊賀市役所 建築課

日付  
PA  
担当  
・  
・  
・

緑ヶ丘中学校屋内消火栓設備改修工事  
緑ヶ丘中学校 2階 平面図  
A2 1/300

図面番号 E-4  
設計番号



改修工事凡例

	今回施工工事を示す
	既設を示す
	既設配管接続箇所を示す
	コア抜き貫通箇所を示す
	既設貫通箇所を示す
	コンクリート改修範囲を示す。処分共
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	
梁貫通箇所は鉄筋探査を必要とする。	
※今回改修工事にあたって、施工上当然と思われる工事は本工事に含む。	
土間復旧及仕上げ補修共：本工事とする。	

訂正

.
.
.
.
.
.

伊賀市役所 建築課

日付

PA
.
.
.

緑ヶ丘中学校屋内消火栓設備改修工事  
担当 緑ヶ丘中学校 3階 平面図

図面番号

E-5

設計番号

A2 1/300